

内閣参甲第三三号

昭和二十四年三月二十九日

参議院議長 松平恒雄殿

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議員小林勝馬君提出逋信省訓練所の設置状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小林勝馬君提出逓信省訓練所の設置状況に關する質問に對する答弁書

逓信省訓練所の設置状況

一、訓練所の名称、場所並びに規模等(昭和二十四年三月二十日現在)

(逓信講習所官制は、客年八月一日逓信職員訓練法の施行と共に廃止されたが、逓信省の機構改正迄便宜從來の名称を用いている)

名 称	所 在 地	規模(收容可能人員)		收容予定の各科名
		校 舍	寄 宿 舍	
高等逓信講習所	東京都東村山町	二、四〇〇	一、二二五	外信營業、電波關係各科
東京普通逓信講習所	東京都麻布廣尾町	七六〇	二六〇	普通電信、特殊通信、電話各科
同	高崎支所 高崎市	二四〇	一一〇	普通電信
同	石和支所 山梨縣東山梨郡岡部村	二〇〇	九〇	普通電信
長野普通逓信講習所	長野市	四八〇	一六五	普通電信、特殊通信、電話及び郵便各科
名古屋普通逓信講習所	愛知縣鳴海町	五六〇	五三五	郵便各科
同	鈴鹿支所 鈴鹿市	四五〇	六六〇	普通電信、特殊通信、電話各科

金沢普通通信講習所	金沢市	二六〇	三二〇	普通電信、特殊通信、電話 及び郵便各科
大阪普通通信講習所	京都市右京区太秦	三〇〇	五三〇	普通電信、特殊通信、電話 各科
同	淀支所	三〇〇	三五〇	普通電信
同	兵庫支所	三〇〇	三〇〇	同
廣島普通通信講習所	廣島市	七二〇	七二〇	普通電信、特殊通信、電話 及び郵便各科
四國普通通信講習所	香川縣善通寺町	五二〇	三九〇	同
熊本普通通信講習所	熊本市	六〇〇	六七〇	普通電信、特殊通信、電話 各科
同	筑後支所	二三〇	二〇〇	郵便各科
同	大分支所	一七〇	二〇〇	普通電信
仙台普通通信講習所	仙台市	五六〇	二七〇	普通電信、特殊通信、電話 及び郵便各科
同	大湊支所	二〇〇	二〇〇	普通電信
札幌普通通信講習所	札幌市	六〇〇	四六五	普通電信、特殊通信、電話 及び郵便各科、貯金、保險
同	八雲支所	二〇〇	五〇	普通電信
	北海道山越郡八雲町			

東京郵政職員訓練所
(仮称)

東京都国立

八〇〇

三三〇 郵便各科、貯金、保険

大阪郵政職員訓練所
(仮称)

京都市伏見桃山

五五〇

二六〇 同

福岡郵政職員訓練所
(仮称)

福岡市

一二五

六五 貯金、保険

鈴鹿電気通信学園
(仮称)

鈴鹿市

二、〇〇〇

二、〇〇〇

旧軍施設を利用、目下設置
中四月下旬開校、差向き主
として技術系統要員の訓練
に使用の予定

二、訓練所の募集人員、定員、入所資格科目数

科 別 訓練期間 定員(予算)

募集人員

入 所 資 格

普通電信科 九ヶ月 二、五〇〇

予算成立せば
各科共定員通
り訓練実施の
見込である。

1 十五歳以上二十歳迄の男子で新制中
学卒業以上の学力ある者
2 選抜審査に合格した者

特殊通信科 三ヶ月 一、〇〇〇

1 普通電信科卒業と同等以上の学力技
能あること

2 一年以上の実務経歴を有する二十五
歳以下の男子現職者
3 和文タイプライター一級有資格者

外国電信營業科 三ヶ月 一〇〇

旧制中学卒業程度の学力を有し一年以
上の実務経歴を有する男子電信業務現
職者

電話交換監督科	三ヶ月	一、四四二
電話トライフイック科	四ヶ月	五六七
電話業務高等科	四ヶ月	一七八
郵便第一次再訓練科	六ヶ月	二、二六〇
同 第二次 同	十日	六〇二〇
貯 金 科	六ヶ月	七八〇
保 險 科	六ヶ月	二〇〇
(以下電波局関係)		
観 測 科	六ヶ月	三〇
検 査 科	六ヶ月	三〇
管 理 科	三ヶ月	一五
業 務 研 修 科	六ヶ月	二〇
技 術 研 修 科	六ヶ月	三〇

一年以上の経験を有する電話交換監督者

一年以上の経験を有するトライフイック運用中堅者

一年以上の電話の加入、料金、庶務等の事務に経験ある中堅者

採用後三年以上経過した郵便従事員

職場における現場訓練を担当する者

郵便貯金業務の中堅者及び現場訓練担当者

簡保業務の 同

一年以上電波観測業務に従事した二級無線通信士又は二級通信技術者

一年以上無線施設の検査に従事した一級無線通信士又は二級通信技術者

庶務、会計事務に経験ある三級官以下の者

観測科、検査科又は管理科卒業者と同等以上の者

三、訓練所の訓練内容

普通電信科

科目

時間数

科目

時間数

1	音響通信術	六四〇	1	印刷通信術	一三〇
2	電信機通信術	三〇	2	高速音響通信術	三〇
3	タイプライチング	一〇〇	3	特殊電信機器	四八
4	電信機械	七〇	4	電信法規	六〇
5	電信法規	一〇〇	5	電信業務	四〇
6	通信地理	三〇	6	事業英語	五四
7	事業概要	四〇	7	実習	三四
8	事業英語	一〇〇	8	科外講話	一二
9	會計大意	三〇		計	四〇八
10	実習	五四		外國電信營業科	
11	科外講話	三〇		科目	時間数
	計	一、三二四	1	電信法規	二二〇
	特殊通信科		2	事業經營	四〇
			3	會計法規	二〇

- 4 事業 英語 一〇〇
- 5 実習 二八
- 6 科外講話 一〇

計

四〇八

電話トライフイック及び交換監督科

科目

時間数

- 1 作業管理 七〇
- 2 トライフイック 六〇
- 3 事業統計 三〇
- 4 労働と職場 二〇
- 5 電話機器 五〇
- 6 電話法規 四〇
- 7 交換サービス 一〇
- 8 事業英会話 四〇
- 9 練習及び科外 八〇

計

四〇〇

- 10 監査事務実習 (トライフイック科に限る) 一ヶ月

電話業務高等科

科目

時間数

- 1 電話法規 一二〇
- 2 作業管理 七〇
- 3 交換業務とトライフイック 三〇
- 4 事業統計 三〇
- 5 事業統計 四〇
- 6 サービス 一〇
- 7 労働と職場 二〇
- 8 事業英会話 四〇
- 9 発達調査 二〇
- 10 練習及び科外 一三〇

計

五三〇

郵便第一次再訓練科

科 目

時間数

4 現場同

三

1 郵便事業概要

五〇

5 作業心理

八

2 同 法規

二〇〇

6 業務分析表

八

3 同 規画

一〇〇

7 公務員心得

六

4 同 經理

一〇〇

8 郵便事業現況

六

5 服 務 概 要

八〇

9 郵便法概説

三

6 郵 便 地 理

四〇

10 事業經理大綱

八

7 事 業 英 語

八〇

11 研究討論

一〇

8 特 別 講 座

五五

計

六〇

9 見 学

二〇

貯 金 科

計

計

七二五

科 目

時間数

郵便第二次再訓練科

科 目

時間数

1 通信事業概論

三〇

1 新訓練制度概要

三

2 郵便爲替貯金事業法規

三〇〇

2 訓練担当者心得

二

3 郵便爲替貯金事業附帶業務概要

六〇

3 基礎訓練

三

4 外國における爲替貯金事業概要

三〇

5 會計法規

四〇

6 現金出納計算規程

八〇

(貯金支局における計算事務を含む)

8 統計学

四〇

7 郵便爲替貯金事業經營論

三〇

9 保險数理

五〇

8 人事管理論

三〇

10 民法及び商法

八〇

9 労働講座

三〇

11 実習

一〇〇

10 回議文

三〇

12 人事管理

二〇

計

13 外國に於ける保險概要

三〇

保險科

計

七二〇

科目

時間数

業務研修科

1 保險年金法令

六〇

1 無線通信沿革史

時間数

2 保險学

八〇

2 無線通信の現状

三〇

3 心法講話

三〇

3 無線通信政策

九〇

4 經濟学

八〇

4 内國電波法規

一〇〇

5 財政学

五〇

5 國際電氣通信條約並びに附屬規則

六〇

6 保險事業經營

五〇

6 通信技術概論

一一〇

7 廣告宣傳学

四〇

7	特殊電波應用技術	九〇
8	業務管理	七〇
9	置局計画論	三〇
10	業務英語	一〇〇
11	特別講義	四八

計

七六八

技術研修科

検査科

計

七六八

1	電波規正技術	二〇
2	電波統計	二〇
3	通信施設技術基準	六〇
4	電波傳播及び空中線	七〇
5	特殊通信方式	五〇
6	高周波測定並びに方位測定	七〇
7	周波数標準並びに測定	六〇
8	高周波及び電波の特殊應用	六〇

時間数

科目

時間数

1	内國電波法令	三六
2	外國電波法令	三六
3	検査心得	三六
4	送信装置の運用及び保守	七二
5	受信装置の運用及び保守	七二
6	電波傳播及び空中線	七二
7	各種測定法及び測定機器	七二
8	放送及び特別無線技術	三六

9	實驗實習	一九二
10	通信術	二四
11	業務英語	九六
12	特別講義	三六

計

七八〇

10	無線用特殊数学	二四
11	通信術	四八
12	業務英語	七二
13	特別講義	三六

計

七八〇

觀測科

管理科

科目

時間數

科目

時間數

1	電波法令	三六
2	觀測業務	八四
3	周波數測定	一〇八
4	方位測定(視管式を含む)	一三二
5	電界強度測定	六〇
6	電波傳播	三六
7	標準電波	二四
8	送信機	四八
9	受信機(振幅變調周波數調)	七二

1	電波法令	六〇
2	特別會計概論	三六
3	會計規程	七二
4	人事管理	四八
5	電波管理概要	四八
6	電波技術概要	四八
7	業務英語	二四
8	特別講義	四八
計		三八四

四、訓練所訓練後の資格等の附與

訓練を終了したことによつて、別段資格等は附與していない。

五、今後五箇年間の無線通信従事員需要数

今後五年間の無線従事員は、特別の事情の起らない限り年々無線局要員二〇〇名、電波観測所要員三〇名、計二三〇名程度を補充すれば充分と考えられる。従て、逓信省の訓練所において訓練を了えた者を檢定試験等により採用するが如きことは、現在考えていない。